平成２９年度　政務活動費　先進都市調査報告書

会派名	市政協同
議員名	我妻静夫・古澤孝市・徳中嗣史・岡田健一・早川昇三・南川達彦・黒光ひさ ・鈴木和彦
調査実施年月日	平成29年11月15日
調査先　自治体名等	島根県出雲市
調査項目	出雲市自治会等応援条例について
調査目的	自治会等応援条例制定経緯、現状について
報告内容 実施したこと	1　視察先（市町村）の概要 人口：　174，868人　　行政面積：624．36㎢ 2　視察内容 出雲市では、自治会等応援条例について視察を行った。 はじめに、本条例は出雲市議会自民協議会からの議員提案であるとの説明を受けた。 次に条例制定の背景と取り組み、助成等の施策について説明がされた。 背景としては、町内会、自治会等は様々な公益的な活動を実施し、これにより住みやすく、安心・安全な地域の維持、円滑な行政の運営などに大きく貢献している。また、大災害などの事例からも災害発生時、自治会等による共助は住民の生命・財産を守るために、大変重要な役割を果たすことは明らかであり、期待も大きいが、加入率が減少し、自治会等が担っている役割が失われ、総合的な地域力が弱体化するとともに、行政運営・コストにも重大な影響を与える。一方で、自治会等は任意団体であり、その主体性・自立性は尊重されなければならないし、参加は強制されるものではなく、あくまでも自主的でなければならないとした中で、条例制定の考えは自治会等を応援し活性化させることで、安心で安全な地域を維持し、子どもから高齢者まで交流し支え合い、感動が生まれる良好な地域コミュニティを作っていくことが望ましい、これを実現するための一つの方策であるとのことであった。 取り組みとしては、先進地視察、自民協議会自治会等応援検討委員会、自民協議会総会、出雲市自治会等応援条例（案）に関する意見交換会、定例会において条例案上程、総務常任委員会において条例案審査、定例会において条例案議決、出雲市自治会等応援条例施行後の取り組みに関する意見交換会などが行われた。条例施行は平成27年3月25日とのことであった。また、条例に基づく具体的な施策については、①条例に関する広報活動としては、300名規模の地域づくりシンポジュウムの開催、自治会等応援条例・加入促進啓発チラシの発行、新聞折込による配布、市の広報紙に2回掲載による啓発、②自治会への支援としては、元気！やる気！地域応援補助金、うみ・やま（中山間地域）応援センターの開設、③自治会等の設立及び加入促進の取り組みとして、地域コミュニティづくり支援補助金、出雲市自治会連合会との連携、町内会（自治会）加入促進検討委員会の設置、町内会活動に関する意識調査の実施、各自治協会の負担軽減対策、加入促進策調査の実施、町内会（自治会）加入のススメ作

	成、ふるさと生活情報コーナーでの啓発を実施しているとのことであった。
感想（まとめ） 本市へ生かせること 等	出雲市自治体等応援条例は、前文、目的、定義、基本理念、地域住民の役割、自治会等の役割、事業者の役割、住宅関連事業者の役割、議会の責務等、市の責務等、9条からなる条例であった。出雲市の町内会（自治会）への加入率は平成17年度76．4%をピークに平成27年度68．3%と減少傾向が続いているが、人口動態では前年10月から当年9月の推計では転入・出生における増加数が、死亡・転出における減少数を上回っている状況にあり、転入者の町内会に加入する方が少ない状況にあると判断できる。出雲市の町内会（自治会）は約2,400あることや、広域であることが特徴であると感じた。また、各地域43地区に公民館機能と地域の総合的な住民活動拠点として、コミュニティセンターが設置され、役割として①地域課題をとらえ、解決するため生涯学習、人材の育成、②地域ネットワークづくりを推進するための地域団体の活動支援、自立支援、③行政と地域住民との連携となっていた。業務としては①コミュニティセンターの自主業務、②団体支援業務、地域づくりに密着した団体（自治協会等）の積極的サポート、③行政連携業務などを職員を配置して行っており、市の予算として通年9億円程度計上しているということで、地域の拠点として、また行政と地域をつなぐ重要な役割を担っていると感じた。このコミュニティセンターを町内会、自治会等の集会所として活用もできるが、現在は昔からある町内会（自治会等）は独自で集会所等の建物を所有したり、新たな町内会（自治会等）は持ち回りで住宅を使用して会議等を行なっているとのことであった。 これまで視察させていただいた自治体では条例制定後、町内会の主体性が薄れ、行政に対する依存度が高まるといったことを聞いたが、出雲市ではこれまでやって来た延長線上にあり依存度は高くないとのことであった。 また、加入促進パンフレットやチラシは市町内会連合会で統一しているが、地域コミュニティづくり支援補助金を活用し、それぞれの地区において町内会や自治協会が独自で、その地区に合わせパンフレットやチラシ、加入促進横断幕の設置を実施していることが特徴的であった。 これまで条例制定している自治体と同様、即効性のあるものではなく、継続していくことが大切であることを認識するとともに、あくまでも強制ではなく自主性を大切にしなければならないことを基本とすることが重要であると再認識した。今後も他自治体で実施されている町会自治会への加入促進の手法等が本市町内会自治会で展開できるよう研究、検討していく必要性を感じた。